

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 26 日

自治会長 様

丹波市生活環境部くらしの安全課長

令和 6 年度 消防施設整備事業の補助金交付申請書等の提出について

平素は当市消防業務に格別のご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、昨年度にご要望いただいた消防施設整備事業につきまして、下記事項を精読のうえ同封の補助金交付申請書に必要な事項を記入し、添付書類と併せてご提出くださいますようお願いいたします。

記

1 対象となる消防施設整備事業

- 防火水槽の改良・修繕、安全柵等の新設・改良又は修繕事業
- 消火栓を新設・改修又は移転する事業
- 消防水利標識、消火栓ホース等を更新する事業

2 提出書類

- (1) 消防施設整備事業補助金交付申請書(以下、「申請書」)
- (2) 見積書(物品購入は 1 者、工事・修繕関係は 2 者以上)※市で積算内容を精査するため明細のあるもので、見積有効期限内のもの。
- (3) 工事施工図面・位置図・現況写真
- (4) 構造計算書 ※防火水槽の有蓋化工事の場合
- (5) 損害賠償責任負担請書 ※道路工事が発生する場合、原則工事業者に提出
- (6) 同意書 ※道路工事が発生する場合、原則工事業者に提出

(昨年の要望時に提出いただいているものは省略可)

※ 各様式 (Word ファイル) は市ホームページからダウンロードできます。

「丹波市消防施設整備事業補助金」又はページ ID「2051」で検索してください。

(裏面に続く)

3 申請書提出期限日 令和6年7月31日（水）

※ 申請が遅れる場合や工事を中止される場合は、必ずご連絡ください。

4 提出先

丹波市役所本庁舎 生活環境部くらしの安全課 消防団係又は各支所窓口

5 申請書一式の提出及び事業実施について

- (1) 申請書を提出し、丹波市長からの消防施設整備事業補助金交付決定通知書が届いた後、工事に着手してください。
- (2) 消防施設整備事業補助金交付決定通知書が届く前に工事に着手された場合は補助対象となりません。別紙「丹波市消防施設整備事業補助金事務手続きフロー」を参考にしてください。
- (3) 事業完了後は速やかに完了報告書を提出してください。
- (4) 工事内容・金額が変更になる場合は、変更申請が必要です。着手前に必ずご連絡下さい。手続きがない場合、追加の補助はしません。
- (5) 「損害賠償責任負担請書」、「同意書」は、道路工事が発生する際に工事業者又は市に提出いただく書類です。自治会長住所、自治会長名を記入し、押印（自治会長印）の上、提出してください。
- (6) 消火栓工事の自治会は、同封の「消火栓設置等に係る協議(回答)書」を見積業者（水道課指定業者）に提示いただき、詳細な見積りを徴してください。
- (7) 補助事業詳細については、「消防施設整備事業に係る留意事項」を参考にしてください。

6 その他

- (1) 事情により工事を実施されない自治会は速やかにお知らせください。
- (2) 申請後、各課との調整などで交付決定まで時間を要する場合があります。ご理解いただき、早めの申請書提出をお願いいたします。
- (3) 主な物品の補助率及び補助限度額は別表のとおりです。

（次ページに続く）

(別表)

補助対象の種類	補助限度額
水利標識	12,000 円
水利標識用支柱	14,000 円
消火栓用ホース	18,000 円
管鎗（筒先）	8,000 円
消火栓用ハンドル	3,000 円
ホース等格納箱（架台付）	18,000 円
格納箱用コンクリート架台	7,000 円
地下式消火栓用スタンドパイプ（単口型）	8,000 円
地下式消火栓用スタンドパイプ（単口引上式）	13,000 円

※ 補助率は全て 80%以内（千円未満切捨て）

提出・問合せ先

〒669-3692

丹波市氷上町成松字甲賀 1 番地

丹波市生活環境部くらしの安全課

消防団係 担当：山口

TEL0795-82-0250(直通)